

○甲府市屋外広告物条例

平成30年12月26日

条例第59号

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 広告物等の禁止及び制限（第4条～第31条）
- 第3章 屋外広告業（第32条～第44条）
- 第4章 雑則（第45条～第47条）
- 第5章 罰則（第48条～第52条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、貼紙及び貼札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

2 この条例において「屋外広告業」とは、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示又は広告物を掲出する物件の設置を行う営業をいう。

（適用上の注意）

第3条 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないよう留意しなければならない。

第2章 広告物等の禁止及び制限

（禁止広告物等）

第4条 広告物及び広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）で次に掲げる

ものを表示し、又は設置してはならない。

- (1) 形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法が著しく良好な景観又は風致を害するものとして規則で定めるもの
- (2) 公衆に対して危害を及ぼすおそれのあるものとして規則で定めるもの
(禁止物件)

第5条 次に掲げる物件に広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 橋、トンネル、中央帯及び植樹帯
- (2) 信号機、道路標識、柵、駒止めその他これらに類するもので道路の管理上必要な施設又は工作物
- (3) パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備
- (4) 街路樹及び路傍樹並びにこれらに附帯して設置される工作物
- (5) 消火栓及び火災報知機
- (6) 郵便ポスト、公衆電話ボックス及び公衆便所
- (7) 形像、記念碑その他これらに類するもの
- (8) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木

- 2 電柱、街灯柱その他これらに類するものには、貼紙、貼札等（貼札その他これに類する広告物をいう。以下同じ。）、広告旗（広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）をいう。以下同じ。）又は立看板等（立看板その他これに類する広告物等（これを支える台を含む。）をいう。以下同じ。）を表示し、又は設置してはならない。
(禁止地域)

第6条 次に掲げる地域又は場所（以下「禁止地域」という。）においては、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域、景観地区（市長が指定する区域を除く。）、風致地区及び伝統的建造物群保存地区（市長が指定する区域を除く。）
- (2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物及びその周辺で市長が指定する範囲内にある地域及び同法第109条

第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域

- (3) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第11号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域
 - (4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園及び社会資本整備重点計画法施行令（平成15年政令第162号）第2条各号に規定する公園又は緑地の区域
 - (5) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項の規定により指定された国立公園又は同条第2項の規定により指定された国定公園の区域のうち、同法第20条第1項の規定により指定された特別地域
 - (6) 山梨県文化財保護条例（昭和31年山梨県条例第29号）第4条第1項又は第26条第1項の規定により指定された建造物及びその周辺で市長が指定する範囲内にある地域及び同条例第31条第1項の規定により指定された地域
 - (7) 甲府市文化財保護条例（平成17年12月条例第45号）第4条第1項又は第26条第1項の規定により指定された建造物及びその周辺で市長が指定する範囲内にある地域及び同条例第34条第1項の規定により指定された地域
 - (8) 道路、鉄道、軌道及び索道の用地（以下「道路等の用地」という。）並びに道路等の用地の両側1,000メートル以内の地域のうち、道路等の用地から展望できる範囲の地域で、市長が指定するもの
 - (9) 墓地
 - (10) 甲府駅前広場の区域のうち市長が指定する区域
 - (11) 良好な自然景観を維持する必要がある地域として別表第1に定める地域
- 2 禁止地域は、地域の特性、美観風致の維持の必要性等に応じ、規則で定めるところにより、第一種禁止地域又は第二種禁止地域に区分するものとする。

（許可）

第7条 禁止地域を除く地域又は場所において広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- 2 禁止地域を除く地域又は場所（以下「許可地域」という。）は、地域の特性、良好な景観又は風致の維持の必要性等に応じ、規則で定めるところにより、第一種許可地

域、第二種許可地域又は第三種許可地域に区分するものとする。

- 3 第1項の許可を受けようとする者は、当該広告物等を表示し、又は設置しようとする日の10日前までに、次に掲げる事項を記載した申請書により市長に申請しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 広告物等の種類
 - (3) 表示又は設置の場所
 - (4) 表示又は設置の方法
 - (5) その他規則で定める事項
- 4 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る広告物等が、第2項で定める許可地域の区分に応じ、広告物等の形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法について規則で定める基準に適合するときは、許可をしなければならない。
- 5 第1項の許可の期間は、規則で定める堅牢な広告物等にあっては3年、布製の広告物その他これに類するもので耐久力の低いと認められるものにおいて60日、その他の広告物等にあっては2年を超えることができない。
- 6 第1項の許可には、良好な景観又は風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な限度において、条件を付することができる。
- 7 市長は、申請に基づき、許可の期間を更新することができる。この場合においては、第3項及び前2項の規定を準用する。

(広告物活用地区)

- 第8条 市長は、許可地域のうち、活力ある地域を維持増進する上で広告物が重要な役割を果たしていると認める区域を広告物活用地区として指定し、前条第4項の基準を緩和することができる。
- 2 市長は、広告物活用地区の指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、指定する区域の図面及び緩和する基準を記載した書面を公告の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。
 - 3 前項の規定による公告があったときは、住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定する区域の図面及び緩和する基準を記載した書面

について、市長に意見書を提出することができる。

- 4 市長は、甲府市都市計画審議会（以下「都市計画審議会」という。）の意見を聴いて、広告物活用地区の指定をするものとする。この場合において、市長は、前項の規定により提出された意見書の要旨を都市計画審議会に提出しなければならない。
- 5 市長は、広告物活用地区の指定の変更（第1項の規定による前条第4項の基準の変更を含む。次項において同じ。）又は廃止をすることができる。
- 6 第2項から第4項までの規定は、広告物活用地区の指定の変更又は廃止について準用する。

（景観保全型広告規制地区）

第9条 市長は、許可地域のうち、広告物等の表示又は設置に当たり、良好な景観を保全することが特に必要であると認める区域を景観保全型広告規制地区として指定し、第7条第4項の基準を強化することができる。

- 2 市長は、景観保全型広告規制地区の指定の変更（前項の規定による第7条第4項の基準の変更を含む。次項において同じ。）又は廃止をすることができる。
- 3 前条第2項から第4項までの規定は、景観保全型広告規制地区の指定又はその指定の変更若しくは廃止について準用する。この場合において、前条第2項及び第3項中「緩和する基準」とあるのは、「強化する基準」と読み替えるものとする。

（許可の特例）

第10条 市長は、特にやむを得ないと認めるときは、第5条から前条までの規定にかかわらず、良好な景観の形成又は風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ない広告物等であって、公衆に対する危害を及ぼすおそれのないものの表示又は設置を許可することができる。

- 2 第7条第3項及び第5項から第7項までの規定は、前項の許可について準用する。

（告示）

第11条 第6条第1項第1号、第2号、第6号から第8号まで及び第10号、第8条第1項及び第5項並びに第9条第1項及び第2項の規定による指定又はその変更若しくは廃止は、その旨を告示することによってその効力を生ずる。

（適用除外）

第12条 次に掲げる広告物等については、第5条から第7条までの規定は、適用しない。

- (1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他の法令の定めるところにより行う選挙運動のために表示し、又は設置するもの
 - (2) 他の法令の規定に基づいて表示し、又は設置するものでその規格又は場所が定められているもの
 - (3) 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置するもの
 - (4) 国又は地方公共団体が、公益目的のために表示し、又は設置するもの
 - (5) 公益上必要な物件に寄贈者名等を表示する広告物
- 2 次に掲げる広告物等については、第5条（第1項第2号及び第5号を除く。）、第6条及び第7条の規定は、適用しない。
- (1) 冠婚葬祭、祭礼等のために一時的に表示し、又は設置するもの
 - (2) 集会、行事、催し物等のため又は政治活動その他の収益を目的としない活動のために7日以内の期間を限って表示し、又は設置するもの
- 3 自己の氏名、名称、住所若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するための広告物等で次に掲げるものについては、第6条及び第7条の規定は、適用しない。
- (1) 自己の管理する住宅又は事業場の敷地内に表示し、又は設置するもの
 - (2) 自己の管理する車両、船舶等に表示し、又は設置するもの
- 4 車両、船舶等に表示し、又は設置する広告物等で第7条第1項の許可を受けたものについては、第6条の規定は、適用しない。
- 5 道標又は案内図（目的地に誘導するための広告物等に限る。）については、市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第6条の規定は、適用しない。
- 6 第7条第3項から第7項までの規定は、前項の許可について準用する。この場合において、同条第4項中「第2項で定める許可地域の区分」とあるのは、「前条第2項で定める禁止地域の区分」と読み替えるものとする。
- 7 第1項第3号及び第5号、第2項第2号並びに第3項各号に掲げる広告物等は、第6条第2項で定める禁止地域の区分又は第7条第2項で定める許可地域の区分に応じ、広告物等の形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法について規則で定める基準に適合したものでなければならない。

- 8 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による届出を行った政治団体が政治活動のために表示し、又は設置する貼紙、貼札等、広告旗又は立看板等で、規則で定める基準に適合するものについては、第7条の規定は、適用しない。

（経過措置）

第13条 第5条、第6条又は第9条の規定により、新たに禁止物件若しくは禁止地域が定められ、又は景観保全型広告規制地区が指定された際当該定められ、又は指定された物件、地域又は地区に現に適法に表示され、又は設置されている広告物等（以下この項において「既存広告物等」という。）については、当該定められ、又は指定された日から3年間（規則で定める堅牢な既存広告物等にあつては規則で定める期間）は、第5条、第6条及び第9条の規定は、適用しない。この期間内に、第7条第1項、前条第5項又は第15条第1項の規定による許可の申請があつた場合において、その期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日まで、また同様とする。

- 2 第6条第2項で定める禁止地域の区分又は第7条第2項で定める許可地域の区分に変更があつた際現に当該禁止地域又は許可地域に適法に表示され、又は設置されている広告物等で、当該変更により第7条第4項（前条第6項（第15条第2項において準用する場合を含む。）及び第15条第2項において準用する場合を含む。）又は前条第7項の基準に適合しないこととなつたもの（以下この項において「既存広告物等」という。）については、当該変更のあつた日から3年間（規則で定める堅牢な既存広告物等にあつては規則で定める期間）は、なお従前の例による。この期間内に、第7条第1項、前条第5項又は第15条第1項の規定による許可の申請があつた場合において、その期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日まで、また同様とする。

（許可標識）

第14条 市長は、第7条第1項、第10条第1項若しくは第12条第5項の許可を受け、又は第7条第7項（第10条第2項及び第12条第6項において準用する場合を含む。）の許可の期間の更新を受けた者に対して、屋外広告物許可済証（以下「許可済証」という。）を交付しなければならない。ただし、貼紙、貼札等その他規則で定める広告物等については、当該広告物等に許可済印を押すことをもって代えることができる。

- 2 前項の許可済証の交付を受けた者は、許可を受けた広告物等に当該許可済証を付けるなければならない。

(変更の許可等)

第15条 第7条第1項、第10条第1項又は第12条第5項の許可を受けた者は、第7条第3項第4号に掲げる事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第7条第3項、第4項及び第6項並びに前条の規定は第7条第1項の許可に係る前項の許可について、第7条第3項及び第6項並びに前条の規定は第10条第1項の許可に係る前項の許可について、第12条第6項及び前条の規定は第12条第5項の許可に係る前項の許可について準用する。この場合において、第7条第3項第4号中「表示又は設置の方法」とあるのは「変更の内容」と、第12条第6項中「第7条第3項から第7項まで」とあるのは「第7条第3項、第4項及び第6項」と、「同条第4項中「第2項で定める許可地域の区分」とあるのは、「前条第2項で定める禁止地域の区分」とあるのは「同条第3項第4号中「表示又は設置の方法」とあるのは「変更の内容」と、同条第4項中「第2項で定める許可地域の区分」とあるのは「前条第2項で定める禁止地域の区分」と読み替えるものとする。

3 第7条第1項、第10条第1項若しくは第12条第5項又は第1項の許可を受けて広告物等を表示し、又は設置する者に変更があったときは、新たにこれらの者となった者は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。その氏名若しくは名称又は住所に変更があったときも、また同様とする。

(管理義務)

第16条 広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれを管理する者は、当該広告物等に関し、補修その他必要な管理を行い、良好な状態を保持しなければならない。

(点検)

第17条 広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれを管理する者は、当該広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況について、規則で定めるところにより、点検を行わなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。

2 前項の点検（規則で定める広告物等に係るものに限る。）は、法第10条第2項第3号イに規定する国土交通大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他こ

れと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、これを行わせなければならない。

- 3 第7条第7項（第10条第2項及び第12条第6項において準用する場合を含む。）の規定による許可の期間の更新を申請する場合には、規則で定めるところにより、第1項の規定による点検の結果を市長に提出しなければならない。

（除却義務等）

第18条 第7条第1項、第10条第1項、第12条第5項又は第15条第1項の許可を受けて広告物等を表示し、又は設置する者は、許可の期間が満了したとき、又は第20条第3項の規定により許可が取り消されたときは、10日以内に当該広告物等を除却しなければならない。第13条に規定する広告物等について、同条第1項又は第2項の期間が経過した場合においても、また同様とする。

- 2 第12条第1項第3号、第2項又は第3項の規定により広告物等を表示し、又は設置する者は、当該広告物等がその目的を失ったときは、遅滞なく、これを除却しなければならない。
- 3 第1項の規定による除却を完了した者は、その旨を5日以内に市長に届け出なければならない。

（勧告及び公表）

第19条 市長は、第4条から第7条まで、第12条、第14条から第16条まで若しくは前条の規定又は第7条第1項、第10条第1項、第12条第5項若しくは第15条第1項の許可に付し、若しくは第7条第7項（第10条第2項及び第12条第6項において準用する場合を含む。）の許可の期間の更新に付した条件に違反する広告物等については、当該広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれを管理する者に対し、その表示若しくは設置の停止を勧告し、又は5日以上を期限を定め、その除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。
- 3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、その勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(違反に対する措置)

第20条 市長は、前条第1項の規定による勧告を受けた者が、同条第2項の規定によりその勧告に従わなかった旨及びその勧告の内容を公表された後において、なお、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれを管理する者を過失がなくして確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、法第7条第2項の規定により広告物を掲出する物件を除却する場合においては、10日以上を期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告するものとする。

3 市長は、第7条第1項、第10条第1項、第12条第5項又は第15条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 第7条第6項（第10条第2項、第12条第6項（第15条第2項において準用する場合を含む。）及び第15条第2項並びに第7条第7項（第10条第2項及び第12条第6項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定による許可の条件に違反したとき。

(2) 第15条第1項の規定に違反したとき。

(3) 第1項の規定による命令に違反したとき。

(4) 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。

(広告物等を保管した場合の公示事項)

第21条 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 保管した広告物等の名称又は種類及び数量

(2) 保管した広告物等の設置されていた場所及び当該広告物等を除却した日時

(3) 当該広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所

(4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物等を返還するため市長が必要と認める事項

(広告物等を保管した場合の公示の方法)

第22条 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 保管を始めた日から起算して2週間（法第8条第3項第1号に規定する広告物については、2日間）、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物等については、前号の公示の期間が満了しても、なお当該広告物等の所有者等の氏名及び住所を知ることができない場合においては、その公示の要旨の市公報への掲載その他これに類する方法により公示すること。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管広告物等一覧簿を規則で定めるところにより閲覧に供するものとする。

（広告物等の価額の評価の方法）

第23条 法第8条第3項の規定による広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物等の使用期間、損耗の程度その他当該広告物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（保管した広告物等を売却する場合の手続）

第24条 法第8条第3項の規定による保管した広告物等の売却は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない広告物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる広告物等については、随意契約により売却することができる。

第25条 市長は、前条本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに、当該広告物等の名称又は種類、数量その他規則で定める事項を規則で定める場所に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示するものとする。

2 市長は、前条本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく3人以上の入札者を指名し、かつ、それらの者に当該広告物等の名称又は種類、数量その他規則で定める事項をあらかじめ通知するものとする。

3 市長は、前条ただし書の規定による随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴するものとする。

（公示の日から売却可能となるまでの期間）

第26条 次の各号に掲げる期間は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 法第8条第3項第1号の条例で定める期間 2日
 - (2) 法第8条第3項第2号の条例で定める期間 3月
 - (3) 法第8条第3項第3号の条例で定める期間 2週間
- (広告物等を返還する場合の手續)

第27条 市長は、保管した広告物等を当該広告物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該広告物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させるものとする。

(報告等の徴収及び立入検査)

第28条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物等を表示し、若しくは設置し、若しくはこれを管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、広告物等の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(処分、手續等の効力の承継)

第29条 広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれを管理する者について変更があった場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則の規定により従前のこれらの者がした手續その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手續その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

(管理者の設置)

第30条 第7条第1項、第10条第1項、第12条第5項及び第15条第1項の規定による許可に係る広告物等を表示し、又は設置する者は、これを管理する者を置かなければならない。ただし、貼紙その他の規則で定める広告物等については、この限りでない。

2 規則で定める基準を超える広告物等については、前項の管理する者は、登録試験機

関が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者でなければならない。

(管理者の届出)

第31条 広告物等を表示し、又は設置する者は、前条第1項の規定によりこれを管理する者を置いたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。広告物等を管理する者を変更したとき、又は広告物等を管理する者の氏名若しくは住所に変更があったときも、また同様とする。

第3章 屋外広告業

(屋外広告業の登録)

第32条 屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録の有効期間は、5年とする。
- 3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。
- 4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第33条 前条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書により市長に申請しなければならない。

- (1) 商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地
- (3) 法人である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名
- (4) 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び住所並びにその代表者及び役員)の氏名)

(5) 第40条第1項に規定する業務主任者の氏名及びその業務主任者が業務を行う営業所の名称

2 前項の申請書には、登録申請者が第35条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第34条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

(1) 前条第1項各号に掲げる事項

(2) 登録年月日及び登録番号

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第35条 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(1) 第43条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者

(2) 屋外広告業者（第32条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第43条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの

(3) 第43条第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

(4) この条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(5) 甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等（第8号において「暴力団員等」という。）

- (6) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
 - (7) 法人でその役員のうち第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの
 - (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
 - (9) 第40条第1項に規定する業務主任者を選任していない者
- 2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第36条 屋外広告業者は、第33条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

- 3 第1項の規定による届出には、規則で定める書類を添付しなければならない。

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第37条 市長は、屋外広告業者登録簿を規則で定めるところにより閲覧に供するものとする。

(廃業等の届出)

第38条 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日（第1号の場合にあっては、その事実を知った日）から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
- (5) 市内における屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

(講習会)

第39条 市長は、規則で定めるところにより、広告物等の表示及び設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を開催しなければならない。

2 前項の講習会は、次に掲げる科目について行うものとする。

- (1) 屋外広告物に関する法令
- (2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項
- (3) 屋外広告物の施工に関する事項

(業務主任者の設置)

第40条 屋外広告業者は、第33条第1項第2号の営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任しなければならない。

- (1) 登録試験機関が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
- (2) 前条第1項の講習会の課程を修了した者
- (3) 都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の行う広告物等の表示及び設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会の課程を修了した者
- (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第27条の準則訓練（広告美術科に係るものに限る。）を修了した者、同法第28条第1項の免許（広告美術科に係るものに限る。）を受けた者又は同法第44条第1項の技能検定（広告美術仕上げに係るものに限る。）に合格した者
- (5) 市長が、規則で定めるところにより前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

2 業務主任者は、この条例その他広告物等の表示及び設置に関する法令の規定に違反することがないように、当該営業所において屋外広告業に従事する者を監督しなければならない。

(標識の掲示)

第41条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第33条第1項第2号の営業所ごと

に、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第42条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第33条第1項第2号の営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

(登録の取消し等)

第43条 市長は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。
- (2) 第35条第1項第2号又は第4号から第9号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第36条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) この条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反したとき。

2 第35条第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(報告及び検査)

第44条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、屋外広告業者に報告をさせ、又はその職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第4章 雑則

(都市計画審議会の意見聴取等)

第45条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都市計画審議会の意見を聴かななければならない。

- (1) 第6条第1項第1号、第2号、第6号から第8号まで及び第10号の規定による指定をし、又はこれらを変更しようとするとき。
- (2) 第7条第4項（第12条第6項（第15条第2項において準用する場合を含む。）及び第15条第2項において準用する場合を含む。）及び第12条第7項の基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき（第8条第1項若しくは第5項又は第9条第1項若しくは第2項の規定により、第7条第4項の基準を変更しようとする場合を除く。）。
- (3) 第10条第1項の許可をし、又は同項の許可に係る同条第2項において準用する第7条第3項第4号に掲げる事項の変更について、第15条第1項の許可をしようとするとき。

（手数料）

第46条 第7条第1項、第10条第1項、第12条第5項若しくは第15条第1項の許可の申請又は第7条第7項（第10条第2項及び第12条第6項において準用する場合を含む。）の許可の期間の更新の申請をしようとする者は、別表第2に定める額の手数料を納付しなければならない。

- 2 政治資金規正法第6条第1項の規定による届出を経た政治団体が貼紙、貼札等、広告旗又は立看板等を表示するための許可を受けようとするときは、前項の規定は、適用しない。
- 3 第32条第1項の規定による登録又は同条第3項の規定による更新の登録を受けようとする者は、1万円の手数料を前納しなければならない。
- 4 第39条第1項の規定により市長が行う講習会の講習を受けようとする者は、1科目につき1,000円の手数料を前納しなければならない。
- 5 既に納付した手数料は、還付しない。
- 6 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、第10条第1項の許可の申請に係る手数料を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第47条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第32条第1項又は第3項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第32条第1項又は第3項の登録を受けた者
- (3) 第43条第1項の規定による営業の停止の命令に違反した者

第49条 第20条第1項の規定による市長の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条から第7条までの規定に違反して広告物等を表示し、又は設置した者
- (2) 第15条の規定に違反して広告物等を変更し、又は改造した者
- (3) 第18条第1項の規定に違反して広告物等を除却しなかった者
- (4) 第28条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (5) 第36条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (6) 第40条第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者
- (7) 第44条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第51条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第52条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第38条第1項の規定による届出を怠った者
- (2) 第41条の規定による標識を掲げない者
- (3) 第42条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、山梨県屋外広告物条例（平成3年山梨県条例第35号。以下「県条例」という。）の規定により行った許可等の処分その他の行為又は県条例の規定に基づき行っている申請、届出その他の行為で、施行日以後においては市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、この条例の相当規定により行ったものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に県条例の規定に基づき適法に表示され、又は設置されている広告物等で、この条例の規定に適合しないこととなるものについては、施行日から3年間は、なお従前の例による。
- 4 施行日前にした県条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお県条例の例による。

別表第1（第6条関係）

第6条第1項第3号、第5号及び第8号に規定する地域に該当する地域を除く黒平町、御岳町、高町、高成町、竹日向町、草鹿沢町、塔岩町、梯町及び古関町の地域
--

別表第2（第46条関係）

広告物等の種類	手数料の額
貼紙	100枚までごとに 470円
貼札等	10枚までごとに 600円
立看板等	5枚までごとに 1,290円
アーチ	1基につき 2,680円
車両、船舶等に表示し、又は設置するもの	1平方メートルまでごとに 220円
電柱、街灯柱その他これらに類するものに表示し、又は設置するもの	5個までごとに 1,250円
横断幕又は懸垂幕	1平方メートルまでごとに 400円
アドバルーン	1基につき 1,710円
のぼり、旗その他これらに類するもの	5本までごとに 1,000円
その他の広告物等	1平方メートルまでごとに 400円

備考

- 1 広告物等が照明装置付きのものである場合は、当該手数料の額の2割に相当する額を当該手数料に加算する。

- 2 その他の広告物等において1年(堅牢な広告物等にあつては2年)を超える期間、
広告物等を表示し、又は設置しようとする場合は、当該手数料の額の5割に相当
する額を当該手数料に加算する。
- 3 備考1及び2のいずれにも該当する場合は、これらの規定にかかわらず、当該手
数料の額の8割に相当する額を当該手数料に加算する。